

加算制度における検証方針の基本的方向性

— 第25回部会における委員からの指摘事項 —

加算制度における検証方針の基本的方向性について

- 生活扶助基準本体(1類・2類)については、「一般国民の生活水準との関連において相対的にとらえるもの」として、今回の検証作業においても、まずは一般国民の消費水準との差の分析を行うこととしている。
- 一方、各種加算については、生活扶助基準本体では賄いきれない特別な需要に対応するものであり、昭和58年の意見具申において、「老齢、母子及び障害者加算については、(中略)生活扶助基準本体の場合とは異なった取り扱いをするよう検討すべき」と指摘されている。
- この点を踏まえると、現行の各種加算の妥当性を検証する場合には、対象となっている生活保護世帯が抱える特別な需要(生活課題)が何かを把握した上で、その特別な需要に対応するためにはどのような費用が必要なのかという視点が重要である。
- したがって、各種加算における検証に当たっては、まずはそれぞれの特別な需要を把握した上で、生活扶助本体を含めた最低生活費全体において、各加算等対象者の生活費が賄えているか、考えてはどうか。

生活扶助(第1類・第2類)以外の扶助・加算については、生活扶助(第1類・第2類)では対応できない被保護世帯の特別な需要に対応するものとして設けられているところである。

各種扶助・加算においては、近年、冬季加算、住宅扶助について順次検証を行っているが、各種扶助・加算が創設されて以後、その内容や水準について検証が行われていないものもある。

そのため、各種扶助・加算の検証については、まずはこれまでに検証作業を行っていないものを中心に、以下の視点により検証を進めてはどうか。

【検討における基本的な視点(案)】

- 各種加算等が対応する特別な需要の内容を把握するに当たり、まずはどのようなデータを用いて、どのような方法で把握していくのか、検討が必要ではないか。その上で、特別な需要に対応する加算等の内容やその水準の妥当性について検証してはどうか。
- 各加算等の検証にあたっては、他法他施策との関係を十分に踏まえて検証する必要があるのではないか。

その他の扶助・加算に関する検証について、下記のとおり検討を行ってはどうか。

- 有子世帯に対する扶助・加算のあり方として一体的に検討を行うもの
 - ・教育扶助
 - ・生業扶助のうち高等学校等就学費
 - ・児童養育加算
 - ・母子加算
 - ・妊産婦加算

- 加算対象者の生活実態や特別な需要の把握方法等から検討を行う必要があるもの
 - ・入院患者日用品費
 - ・介護施設入所者基本生活費
 - ・介護施設入所者加算
 - ・障害者加算
 - ・在宅患者加算

- 出産扶助及び葬祭扶助については、対象経費が明確であることから、これまでどおり実態を踏まえた形で適切な水準を検討してはどうか。また、生業扶助については、今後の制度見直しの状況等を踏まえて、適切な水準を検討してはどうか。

参考資料

- 「生活保護制度における加算の取扱いについての意見」（昭和50年9月19日中央社会福祉審議会生活保護専門分科会）（抄）
- 「生活扶助基準及び加算のあり方について（意見具申）」（昭和58年12月23日中央社会福祉審議会）（抄）

生活保護制度における加算の取扱いについての意見（昭和50年9月19日中央社会福祉審議会生活保護専門分科会）（抄）

- 生活保護制度における加算のあり方については、近年、福祉年金が大幅に増額されてきた状況にかんがみ、当分科会としても従来の方式について再検討の必要があるとの認識のもとに数次にわたり審議を積み重ねた。その過程で得られた考え方の方向は、次のとおりであった。
 - 国民年金制度の各種福祉年金の大幅改善は、当然、基礎的生活需要に対応するものという性格を強めていくであろう。この場合生活保護制度上の最低生活費との間に生じる重複は、現行の加算制度においてなんらかの調整を要することとなる。
 - 調整を行う際には従来からの経緯を十分勘案し、対象者の生活実態、特殊なニーズに適合するよう、適切、かつ、合理的な方法を講じなければならない。（以下略）
- 当分科会は、月額7,500円という老齢福祉年金と同額の現行老齢加算が、一般生活費の付加的部分として生活上の老人特有の需要に見合うものであり、生活扶助基準との均衡等からみても容認しうるものと認識してきた。しかしながら、老齢福祉年金額12,000円という水準は、生活保護制度における基準額と対比するとき、これが従来と同様の趣旨のものとして、理解しうるものかどうか十分検討を加える必要がある。（以下略）
- 加算の額は本来、通常の基準額の範囲でまかなうことができない老人等の特別な需要に見合うべきであり、一類基準額との間にある程度の均衡が保たれていることが望ましい。このような見地から制度本来の建前に即したあり方として、一類基準額の一定割合にするという方法が検討に値する。その際、障害者加算、母子加算については、老齢加算との均衡等に配慮し、適切な水準とすべきである。

生活扶助基準及び加算のあり方について（意見具申）（昭和58年12月23日中央社会福祉審議会）（抄）

3 老齢加算等のあり方

- 母子加算及び障害者加算は、母子及び障害者世帯の特別需要に対応するものとして昭和24年に創設された。また、老齢加算については、昭和35年の老齢福祉年金制度発足の趣旨と高齢者世帯の特別需要との対応から、それと同額が設定された沿革があり、同時に母子加算及び障害者加算についても、それぞれの福祉年金と同額となるよう改められたものである。
- その後、各種福祉年金が大幅に改善され、基礎的生活需要に対応するものという性格が強まったことに対応して、当審議会生活保護専門分科会は、昭和50年に加算の取扱いについて意見のとりまとめを行い、その結果、老齢加算、母子加算及び障害者加算については、生活扶助基準にリンクし、かつ、福祉年金におけるそれぞれの相互のバランスを考慮して改定する、という現行方式が採用された経緯がある。
- しかしながら、近年における国民生活の変化及び保護基準の改善等の結果、加算額の妥当性についての再検討が必要な事態に立ち至ったとの認識のもとに、当審議会生活保護専門分科会は、低所得世帯の家計に関する各種の資料を基にして、加算対象世帯と一般世帯との消費構造を比較検討した。
- その結果、老齢、母子及び障害者の特別需要としては、加齢に伴う精神的又は身体的機能の低下、片親不在という社会的・心理的障害及び重度の心身障害等のハンディキャップに対応する食費、光熱費、保健衛生費、社会的費用、介護関連費などの加算対象経費が認められているが、その額は、おおむね現行の加算額で充たされているとの所見を得た。
- よって、老齢、母子及び障害者加算については、その実質的水準が今後とも維持できるようにすることが必要であるが、これらの加算は特定の需要に対応するものであることから、その改定に当たっては、生活扶助基準本体の場合とは異なった取り扱いをするよう検討すべきである。
- また、医療機関や社会福祉施設に入院、入所する被保護者で老齢加算等の対象となるものにかかる食費、光熱費、保健衛生費、介護関連費などは施設の機能からみて、それぞれの施設でカバーされている面が少なくないこと、また、これらの施設における処遇水準が向上したこと等を総合的に勘案すると、これらの者にかかる加算については、在宅者の加算との均衡が図られるよう見直す必要がある。
- なお、老齢、母子及び障害者加算以外の加算のあり方についても、今後検討すべき点が残されていることを付言しておく。